

# 週刊新社会

2月20日 2018年号外 野田市版

振替 00140-0-149727 1ヵ月 600円 1部 150円 41円  
 http://www.sinsyakai.or.jp/  
 発行所：新社会党 E-mail/honbu@sinsyakai.or.jp

〒101-0051 東京都千代田区神田神保町2-10 三辰工業ビル3F Tel. 03-6380-9960 Fax. 03-6380-9963

3000万署名は毎週金曜日17時から18時、梅郷、愛宕、川間で。ご協力ください。

## ついに3割負担導入！ いずれ全体に 介護保険料は月額190円増にとどめる



新年度から第7期を迎える介護保険制度だが14日、野田市老人福祉計画及び介護保険事業計画推進等委員会が第7期シルバープランを答申した。

まず保険料の基準月額が190円上がって5,190円となる。所得に応じた段階は18段階（国基準は9段階）、基準額に対して0.50（0.45）倍から2.50倍も変わらない（次頁の表3参照）が、利用者負担が1

割負担と2割負担から1割から3割負担となる（表2、今年8月1日から）。

市は保険料を算定するとき、要支援認定者が要介護状態になることを予防するための事業のうち、これまで行ってきた専門性のある訪問介護と通所介護は継続する。しかし、専門家ではない地域住民などの支援（生活援助や外出支援等の多様なサービス）につい

表1 野田市3月議会日程

期日	開議予定時刻	会議予定	主な会議内容
2月22日 木	10時	議会運営委員会	提出議案、請願・陳情の概略説明、日程付託先の検討等、その他
28日 水	10時	本会議 開会	会期の決定、議案上程、市政一般報告
3月7日 水	10時	本会議	議案質疑、委員会付託
8日 木			
9日 金	10時	本会議	一般質問
12日 月			
13日 火	未定	常任委員会	議案等の審査
14日 水			
15日 木			
16日 金	未定	予算審査特別委員会	平成30年度各会計予算の審査
19日 月			
23日 金	10時	本会議 閉会	委員長報告、質疑、討論、採決

表2 利用者負担割合変更

年金収入等	負担割合
340万円以上	2割⇒3割
280万円以上	2割
280万円未満	1割

3割負担：合計所得金額\*が220万円以上、かつ年金収入+その他合計所得が、同一世帯の第1号被保険者が一人なら340万円以上、複数なら463万円以上

2割負担：合計所得金額\*が160万円以上220万円未満、かつ年金収入+その他合計所得が、同一世帯の第1号被保険者が一人なら280万円以上340万円未満、複数なら346万円以上463万円未満

1割負担：上記以外

\*合計所得金額：収入から公的年金控除、給与所得控除、必要経費を控除した後で、基礎控除、人的控除などの控除をする前の所得

ては、新たなサービスに取組むと保険料負担が月額300円増加すると想定されることもあり、ニーズ調査を行い、東京理科大学の専門家が分析した結果、費用便益を越える新たな事業は今回取り組まず、必要性の動向を注視するとした。

つまり、保険料を抑えるために現実的な

### 計画期間中の特養建設ゼロ

また、待機者が絶えない特別養護老人ホームの必要性については、この春に70床の施設が開設されるなど84床が増え、

対応をしたということにもなり、そこをどう見るのか、必要性が切り捨てられないかが問われる。

緊急度の高い在宅の待機者は88人となるため、第7期の計画期間中には建設せず、最終年度の20年度に90床の施設を計画するという位置づけになっている。これも保険料対策の一つであろう。

表 3 第 1 号被保険者 (65 歳以上) 介護保険料

第 6 回野田市老人福祉計画及び介護保険事業計画推進等委員会資料、他から

段 階	対 象 者	2015 ~ 2017 年度 (現行)			2018 ~ 2020 年度		
		負担割合 (基準額 ×)	年額 円	月額 円	負担割合 (基準額 ×)	年額 円	月額 円
第 1 段階	生活保護受給者または老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税者・世帯全員が市民税非課税者 (合計所得金額 + 課税年金収入額が 80 万円以下)	0.50 (0.45)	27,000	2,250	0.50 (0.45)	31,100 (28,000)	2,595 (2,336)
第 2 段階	世帯全員が市民税非課税者 (合計所得金額 + 課税年金収入額が 80 万円超・120 万円以下)	0.60	36,000	3,000	0.60	37,400	3,114
第 3 段階	世帯全員が市民税非課税者 (上記以外)	0.70	42,000	3,500	0.70	43,600	3,633
第 4 段階	世帯に市民税課税者がいるが、本人が市民税非課税 (合計所得金額 + 課税年金収入額が 80 万円以下)	0.88	52,800	4,400	0.88	54,800	4,567
第 5 段階 【基準額】	世帯に市民税課税者がいるが、本人が市民税非課税 (上記以外)	1.00	60,000	5,000	1.00	62,300	5,190
第 6 段階	本人が市民税課税者で合計所得金額が 120 万円未満	1.10	66,000	5,500	1.10	68,500	5,709
第 7 段階	本人が市民税課税者で合計所得金額が 120 万円以上 160 万円未満	1.20	72,000	6,000	1.20	74,700	6,228
第 8 段階	本人が市民税課税者で合計所得金額が 160 万円以上 190 万円未満	1.30	78,000	6,500	1.30	81,000	6,747
第 9 段階	本人が市民税課税者で合計所得金額が 190 万円以上 290 万円未満	1.50	90,000	7,500	1.50	93,400	7,785
第 10 段階	本人が市民税課税者で合計所得金額が 290 万円以上 400 万円未満	1.70	102,000	8,500	1.70	105,900	8,823
第 11 段階	本人が市民税課税者で合計所得金額が 400 万円以上 500 万円未満	1.80	108,000	9,000	1.80	112,100	9,342
第 12 段階	本人が市民税課税者で合計所得金額が 500 万円以上 600 万円未満	1.90	114,000	9,500	1.90	118,300	9,861
第 13 段階	本人が市民税課税者で合計所得金額が 600 万円以上 700 万円未満	2.00	120,000	10,000	2.00	124,600	10,380
第 14 段階	本人が市民税課税者で合計所得金額が 700 万円以上 800 万円未満	2.10	126,000	10,500	2.10	130,800	10,899
第 15 段階	本人が市民税課税者で合計所得金額が 800 万円以上 900 万円未満	2.20	132,000	11,000	2.20	137,000	11,418
第 16 段階	本人が市民税課税者で合計所得金額が 900 万円以上 1,000 万円未満	2.30	138,000	11,500	2.30	143,200	11,937
第 17 段階	本人が市民税課税者で合計所得金額が 1,000 万円以上 1,500 万円未満	2.40	144,000	12,000	2.40	149,500	12,456
第 18 段階	本人が市民税課税者で合計所得金額が 1,500 万円以上	2.50	150,000	12,500	2.50	155,700	12,975



17 日の神田川お茶の水から秋葉原での風景 (左は河津桜、右はレンガ造りの中央線高架と川面)